



静岡労働局発表
平成25年8月14日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室

(電話) 054-254-6315

平成25年度静岡県最低賃金の改正答申について ～14円アップの時間額749円を答申～

本日（平成25年8月14日）、静岡地方最低賃金審議会（会長 ^{いしろ} 居城 ^{しゅんこ} 舜子）は、静岡労働局長（^{やなせ} 柳瀬 ^{みちあき} 倫明）に対して、静岡県最低賃金を現行の時間額735円から14円引き上げ「時間額749円」とする旨の答申を行った。

同審議会では、平成25年7月8日に静岡労働局長から「静岡県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、静岡県最低賃金専門部会を設置し、8月7日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を尊重しつつも、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議して答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容について異議申出の公示など諸手続を経た上、静岡労働局長が、静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、対前年上昇率は1.90%となる。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(予定)
最低賃金額	711円	713円	725円	728円	735円	749円
対前年上昇率	2.01%	0.28%	1.68%	0.41%	0.96%	1.90%
対前年上昇額	14円	2円	12円	3円	7円	14円